
東寺八幡三神像に関する彫刻史的考察

東寺の鎮守八幡宮に伝来した三所神形式の東寺八幡三神像は、僧形八幡神坐像一軀と女神坐像二軀からなる九世紀に遡る最初期の神像彫刻である。本三神像は神の姿を表した初期神像彫刻の重要な遺品でありながら、その造形には仏教彫刻的要素が色濃く認められ、神像彫刻史上においては異色の作例であることも事実である。したがって、本三神像の理解に当たっては、神像彫刻という観点からの考察のみでは十分とは言えず、同時代の仏教彫刻との関係を踏まえた議論が必要となる。造形に関しては先学により仏教彫刻との比較がなされてきたものの、製作背景を含めた総合的解釈には至っておらず、本三神像の彫刻史上の位置づけは未だ明瞭ではない。

そこで本発表では、神像彫刻・仏教彫刻という従来の枠組みに加え、王権の造像という視点から、東寺八幡三神像の造形的特色や製作背景について論じ、日本彫刻史上における本三神像の位置を明らかにすることを目指す。

まず、先行研究に基づき、九世紀の神像彫刻や仏教彫刻との比較検討を行い、東寺八幡三神像の造形が官営工房系仏師の製作による九世紀第3四半期の乾漆併用木彫像の流れに属するものであることを確認する。

次いで、これら乾漆併用木彫像が天皇や院宮王臣家といった権門の発願による造像であることに着目し、『東宝記』や石清水八幡宮関連文書、国史を中心とした文献史料から、東寺八幡三神像の製作契機が清和天皇の即位にあることを論証する。具体的には、石清水への八幡神勧請との関連、惟仁親王(清和天皇)の皇位継承問題、幼帝清和天皇と外祖父藤原良房・護持僧真雅の関係を検討することにより、本三神像が清和天皇の皇位継承の正当性の保証と鎮護国家を目的として、清和天皇・藤原良房・真雅を中心に天安二年(858)八月二十七日から貞観二年(860)の間に製作されたものである、との製作背景と製作年代に関する新解釈を提示する。

さらに、東寺八幡三神像と東寺西院不動明王像の製作背景の共通性についても論及する。すなわち、東寺西院不動明王像が応天門の変を最大とする一連の災殃の消除のための安鎮法本尊として、清和天皇・藤原良房・護持僧宗叡を中心に貞観八年(866)閏三月十日から貞観九年(867)十月五日の間に製作されたものであることを論じる。そして、東寺八幡三神像と東寺西院不動明王像の造像に、清和天皇・外祖父藤原良房・護持僧(真雅・宗叡)という造像主体、及び幼帝清和天皇の治世の安泰という祈願内容が共通することを指摘し、貞観期における王権の造像の在り方の一端を究明する。

以上のように、東寺八幡三神像が天皇や院宮王臣家を願主とする九世紀第3四半期の乾漆併用木彫像に属するものと位置づけられ、その造形や製作背景が王権の造像という視点から理解されることを論証し、日本彫刻史上における東寺八幡三神像の意義を明らかにすることが本発表の目的である。